

議第70号

戸籍書類の無料証明に関する条例の一部を改正する条例について

戸籍書類の無料証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年9月4日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

厚生年金保険法の改正に伴い改正しようとする。

戸籍書類の無料証明に関する条例の一部を改正する条例

戸籍書類の無料証明に関する条例(昭和56年高山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(無料証明の範囲)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる法律の規定による場合の戸籍に関する証明は、無料とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第95条及び<u>第172条</u>の規定</p> <p>(5)～(20) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(無料証明の範囲)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる法律の規定による場合の戸籍に関する証明は、無料とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第95条及び<u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)第1条の規定による改正前の厚生年金保険法第172条</u>の規定</p> <p>(5)～(20) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。